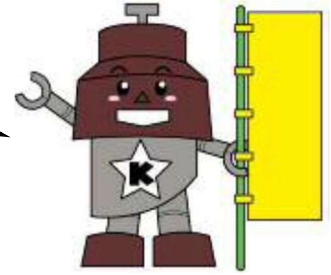


申込をする前にご確認ください

申込の準備が整いましたら、今一度下記事項
をお読みいただき、申込を行ってください。



【申込全体について】

- ・本てびきの内容はご確認くださいましたか。

「保育施設利用のご案内」の最終項目「よくある問合せ」まで大切な情報が詰まっています。

お読みいただき、不明な点は、保育幼稚園課にお問い合わせください。

- ・保育施設は、これからお子さんが毎日通うことになる施設です。気になることは、事前に保育施設に確認しておきましょう。（1日の保育の流れについて、行事、実費徴収に関すること等）

【申込書類について】

◎書類の不足、記入もれがないか今一度ご確認ください。

- ・本てびき同封の申込書（緑色）、申請書（青色）、重要事項確認票（ピンク色）及び父母それぞれの保育の必要性の事由を確認するための書類は、すべての方が必要です。
- ・その他家庭やお子さんの状況に応じて書類を提出してください。

【希望施設について】

- ・通いたい保育施設はすべて、通いたい順番で記入しましょう。
- ・最大で第 20 希望まで申込が可能です。希望されていない保育施設で空きが発生した場合は、利用のご案内はできません。
- ・記入した希望施設はすべて、お子さんの歳児クラスが受入可能年齢内かどうか、必ず「保育施設一覧表」で確認しましょう。（0歳児クラスは特に注意しましょう。）

【郵送申込について】

- ・書類は申込希望月の各締切日 17時15分必着です。消印有効ではありませんので、お気を付けください。
 - ・簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。電話等による到着確認は行いません。
 - ・郵便事故や切手の料金不足で自宅あて返送された等により、締切に間に合わなかった場合であっても川口市では一切責任は負いません。
- ◎郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで1週間程度かかることがありますので、上記に留意して、余裕をもって郵送を行ってください。
- ・育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただいてから郵送ください。